平成３０年（フ）第６１号
大津市螢谷８番21－７号
債務者　高島　初美
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１９４号
京都市西京区大枝北福西町１丁目３番地　31棟805号
債務者　井上江里子
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２１３号
京都市南区久世殿城町15番地
債務者　村田　英明（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１４号
長崎県諫早市栗面町103番地　毎熊アパート
債務者　岩本　佳子
1　決定年月日時　平成30年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成３０年（フ）第６号
大分県日田市天瀬町馬原3709番地
債務者　穴井　裕弥
1　決定年月日時　平成30年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
大分地方裁判所日田支部

平成３０年（フ）第２６９号
大阪府豊中市豊南町西２丁目６番28―303号
債務者　慈幸　儀修
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８５５号
大阪市西淀川区御幣島２丁目１番９―306号
債務者　山本　美晴
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９３２号
大阪市平野区長吉長原東３丁目５番27―305号
債務者　森本　麻紀
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９６６号
大阪府寝屋川市萱島信和町17番１―713号
債務者　山田　忠昭
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９７６号
大阪府四條畷市岡山東１丁目７番12―805号
債務者　福羅　只幸
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９７７号
大阪市城東区古市１丁目５番２―408号
債務者　満永　涼子
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９８７号
大阪府東大阪市南上小阪６番26号　第二塚本コーポラス　220号
債務者　加藤　修二（旧姓今村）
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９９５号
大阪市此花区酉島３丁目15番39―418号
債務者　紀　美根子
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０３０号
大阪市港区港晴２－７－１　サンラフレ532号、住民票上の住所大阪市港区八幡屋１丁目14番６号
債務者　髙木　昭彦
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０５４号
大阪府東大阪市稲田新町２丁目２番29号　ルーチェ長田　502
債務者　澤永　美鈴
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０６７号
大阪府守口市大久保町１丁目45番16―205号
債務者　阪口　美和
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０９１号
大阪市住吉区苅田４丁目12番６―311号
債務者　大橋　建史
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部